

## 介護職員等処遇改善加算に基づく職場環境改善の取組について

当事業所では、介護職員等処遇改善加算Ⅱを算定しており、介護に携わる職員が働きやすく、やりがいを持って業務に取り組めるよう、以下の職場環境等要件の整備を行っております。

### ✿入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

### ✿資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

### ✿両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消の実施

### ✿腰痛を含む心身の健康管理

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
- ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

### ★生産性向上のための業務改善の取組

- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）
- ・5S活動（業務管理の手法 整理 整頓 清掃 清潔 躰）等の職場環境の整備
- ・業務手順書の作成や、記録、報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ・介護ソフト、情報端末の導入
- ・インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器の導入
- ・業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備

### ★やりがい、働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

当事業所では、今後も介護・福祉に携わる弊社社員の働きやすい環境作りや処遇の改善に努め、地域福祉の向上に貢献してまいります。